

岩手県告示第759号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成20年11月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
有限会社ミドリ薬局日詰店	紫波郡紫波町北日詰字八反田52番地	平成20年9月1日
希望ヶ丘病院	陸前高田市高田町字大隅8番地6	平成20年9月21日